

# 新田暁高校 緊急時対応マニュアル

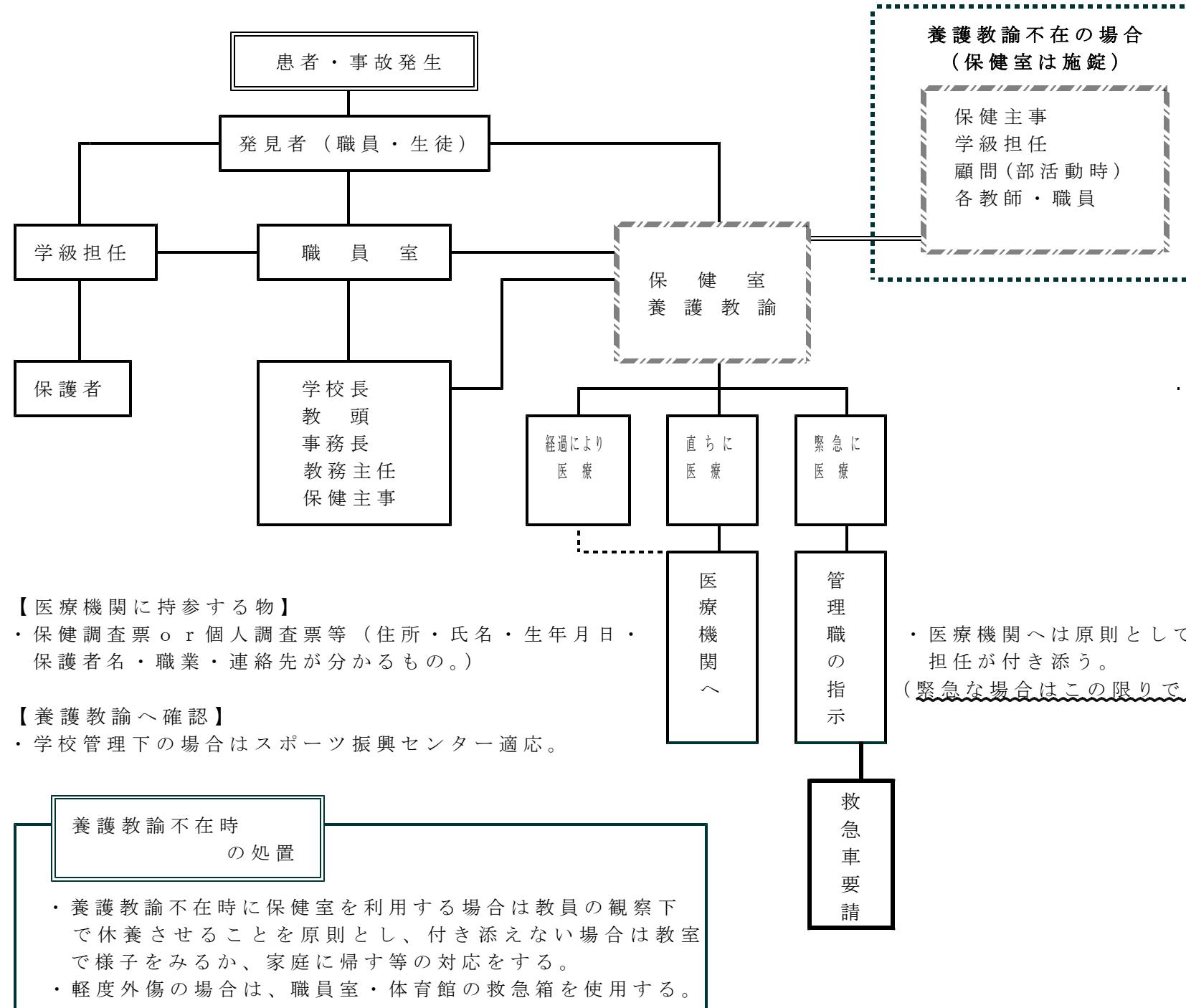
- P1 緊急連絡体制
- P2 救急車の呼び方
- P3～7 震災対応マニュアル
- P8 自然災害対応マニュアル(登校時)
- P9 落雷・竜巻対応マニュアル
- P10 火災時の避難手順について
- P11.12 避難経路図
- P13 不審者対応マニュアル
- P14 J アラート情報伝達時行動マニュアル
- P15 アレルギーを持つ生徒への対応
- P16 校内アレルギー対策委員会構成図
- P17 感染症対応マニュアル



群馬県立新田暁高等学校

## 救急連絡体制

群馬県立新田暁高等学校 (TEL : 0276-57-1056)  
住所 : 太田市新田大根町999



医療機関電話番号

### 総合病院

太田記念病院	0276-55-2200
本島総合病院	0276-22-7131
伊勢崎佐波医師会病院	0270-24-0111
鶴谷病院	0270-74-0670

### 内科

荒木医院	0276-57-2722
------	--------------

### 外科・整形外科

宏愛会第一病院	0277-78-1555
しむら整形外科	0276-57-8835
あらまき整形外科クリニック	0270-63-5522

### 眼科

おぎわら眼科	0276-57-1110
--------	--------------

### 耳鼻科

ふくだ耳鼻咽喉科クリニック	0276-60-3130
---------------	--------------

### 歯科

フカサワ歯科クリニック	0276-32-5353
もろ歯科医院	0276-56-8118

### 口腔外科

伊勢崎市民病院	0270-25-5022
桐生厚生病院	0277-44-7171

### 皮膚科

クボタ皮膚科医院	0276-45-4932
----------	--------------

### 学校薬剤師

永田薬局	0276-57-0230
------	--------------

### ☆緊急☆

消防署	119
警察署	110

\* 救急車の呼び方については、p 2 参照

★ 担架は保健室、体育館、講師控室に、AED は職員玄関と体育館入口にあります。

## 救急車の呼び方

### 119番通報要領

救急車を要請する場合は、まず119番（消防本部の指令センター）に慌てないで、はっきりと状況を通報し、救急車の出動を要請する。

#### 1. 119番が通じたら、次の手順により通報する。

- (1) 「火事ですか、救急ですか」と尋ねるので、「救急です」と告げる。
- (2) 救急車を要請する場所を伝える。
  - ① 太田市新田大根町999番地 群馬県立新田暁高等学校
  - ② 最も近い入口となる校門と誘導者の立ち位置を告げる。（救急車種により北門）
  - ③ 交通事故の場合は所在、道路名、目標（交差点名）等  
(交差点名や付近の著名な建物等を告げると、救急隊も到着しやすい。)
- (3) 「どのような状態ですか」と聞かれた場合は、見たままの状態を簡潔に伝える。
  - ① けが人が複数いる場合は、その人数
  - ② けがの状態と合わせ、どうしてけがをしたのかがわかれればその内容
- (4) 電話をしている本人の氏名と電話番号を伝える。
  - ① 携帯電話から通報した場合は、その旨を告げる。
  - ② 救急車を要請後はその場を離れない。また、携帯電話からの通報時は電源を切らない。

#### 2. 救急車のサイレンが聞こえたら、生徒のいる所へ誘導する。

また、救急隊が到着したら、救急隊員に次のことを知らせる。

- (1) 救急隊が到着するまでの傷病者の容態変化
- (2) 応急手当を実施した場合は、その内容
- (3) 傷病者に持病がある場合は、その病名、かかりつけ病院等
- (4) 事故を目撃した場合は、そのときの状況
- (5) 119番受付員から電話を通じて応急手当の口頭指導があった場合は、その指示内容

#### 3. 救急車同乗者 ・・・ 養護教諭または担任、間に合えば保護者

#### 4. 持参するもの ・・・ 緊急連絡カード（保健室）、携帯電話

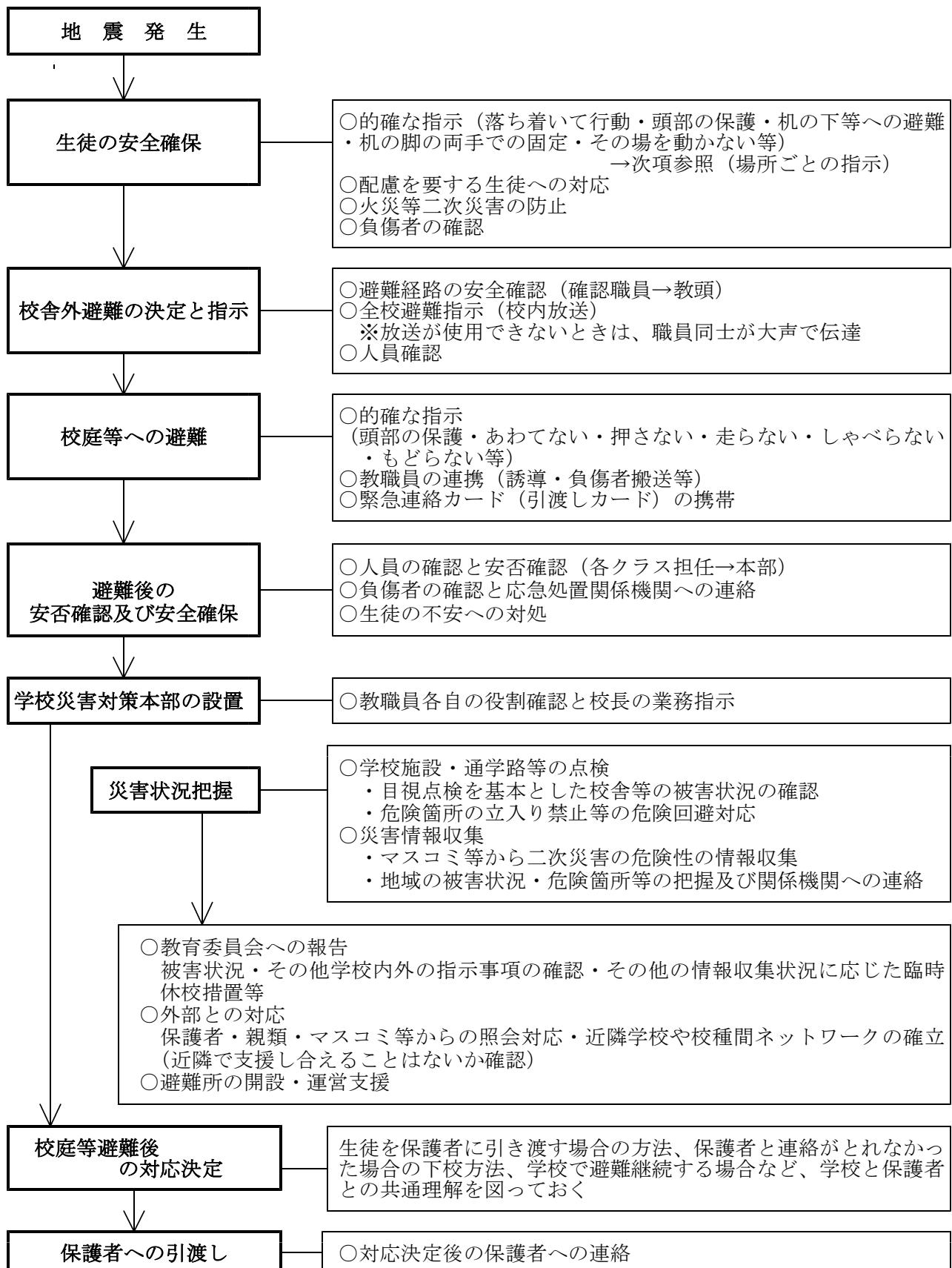
### 保護者に連絡する際の注意

- 事故の状況説明をするときには、自己判断で事故の状況を言わない。生徒の様子を事実に基づいて話す（事故発生時の状況、症状、学校がこれまでにとった対応など）。
- 希望の医療機関を聞く。
- 搬送先が決まり次第、連絡することを伝える。
- 保険証と現金と携帯電話を持参するように連絡する。

# 震災対応マニュアル

群馬県立新田暁高等学校

## 1. 地震発生時の基本的な対応



## ～基本的な安全確保の対応例～

**ア 授業中** (\*避難経路の確認は職員室で待機中の教職員が行う。)

場 所	共 通 事 項	個 別 事 項
普通教室	○安全確保の的確な指示をする（頭部を保護する、窓・壁際から離れる等）	○机の下に潜らせ、机の脚を両手でしっかりと持つように指示する
特別教室	○火気使用中であれば消火する	○実験・実習中であれば、危険回避を指示する（機器を止める、火を消す）
体育館	○生徒の人員等状況確認や周囲の安全確認をする	○中央に集合させ、体を低くするように指示する（建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添う方がよい場合もある）
校 庭	○余震や二次災害に備え、生徒を落ち着かせる	○建物、サッカーゴール等から離れ、中央に集合させ、体を低くするように指示する

### 【指示例】

- 安全確保** 「落ち着きなさい。被害が予想されます。壁や窓から離れ、机の下に潜りなさい。両手で机の脚をしっかりと持ち、頭を守りなさい。上着やカバンなどで頭を守りなさい。落ち着いて、次の指示を待ちなさい。」
- 避難の指示** 「落ち着きなさい。被害が予想されるので、校庭に避難しなさい。避難時の“おはし”（押さない、走らない、しゃべらない）を守り、静かに避難しなさい。上からの落下物に気をつけながら、落ち着いて、指示に従って校庭に避難しなさい。」

### イ 始業前、休み時間、放課後（教師と生徒が離れている場合）

場 所	生 徒 の 行 動 (日常の防災教育の中で予め指導)	教職員の対応
階 段 廊 下 トイ レ 等	○揺れている間は、上着やカバン等で頭部を保護してじっと待機する ○落下物や倒壊物に気をつける ○揺れが収まり、教師の指示に従い、校舎外避難場所に避難する ○周囲の安全確認をする	○一斉放送等により、全校に指示をする（揺れが収まるまで、頭部を保護して待機するように指示する） ○教職員は、手分けして生徒の安全確保、指示誘導をする ○校舎外にいる生徒等の安全確保、負傷者の応急手当をする
校 庭	○建物、ブロック塀、窓ガラスの近くから離れる ○揺れが収まるまで、頭部を保護し、広い場所の中央で待機する	

## 2. 学校災害対策本部の設置について

## 勤務時間内

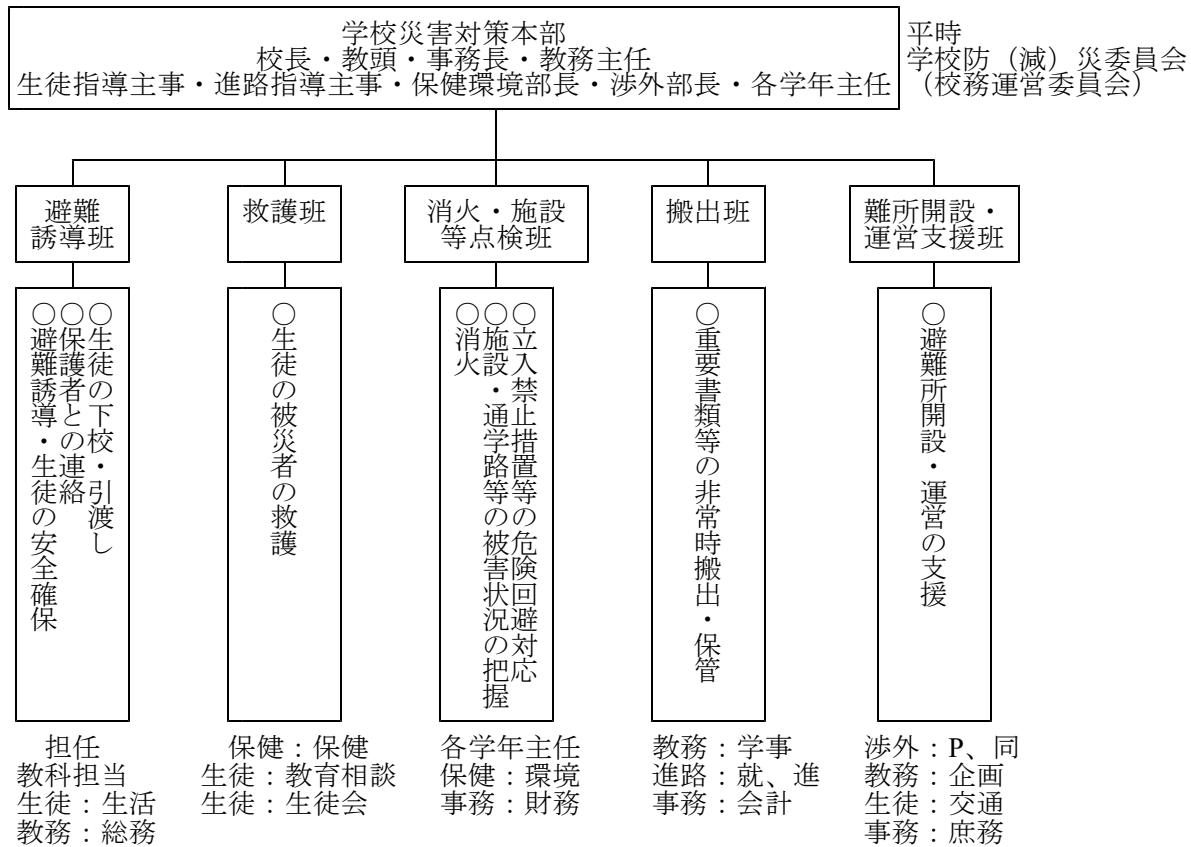
震度5弱以上　本部長が被害状況により必要と認めた時に設置  
震度6弱以上　自動発令により設置

### 勤務時間外（休日・夜間）

震度5弱以上 初期動員（職員連絡網に記載の職員と管理職）<学校集合>  
震度6弱以上 全職員動員<学校集合>  
＊自宅等が被災し、駆けつけられない時には連絡する。（→教頭・事務長）

\*校舎内外の被害状況を目視点検、管理職に報告、指示を受ける。  
2名は事務室にて電話対応に当たる。

## 学校災害対策本部の組織



\*兼務者が多数のため、緊急度に応じて係に就く。手薄なところは協力し合う。(臨機応変)

\*「学校要覧」p22の「防火・防災」の「組織表」、「管理責任者」も参照する。

\* 太田市指定避難所：本校体育館 避難所該当地区：新田大根町・新田溜池町・新田大町等  
太田市総務部危機管理室 0276-47-1916

## 被害状況の報告

勤務時間内

地震発生 1 時間以内に、被害の有無、被害状況を報告（様式自由）

生徒被害 → 高校教育課 027-226-4642 Fax 027-243-7759

施設被害 → 管理課 027-226-4547 Fax 027-243-7774

\*原則、県からの一斉送信電子メールへの返信で報告  
\*15分以内にメールが来ない場合、電話かファックスで報告

勤務時間外

被害状況確認後　被害の有無　被害状況を報告（連絡場所は同上）

## 各班の対応

	職務内容	必要な備品等
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校災害対応マニュアルをもとに各班に的確な指示・要請を行う。</li> <li>○すべての生徒に状況を連絡する。(在校時)</li> <li>○校内の通信網を確保する。</li> <li>○関係機関・報道機関・地域との連絡や情報収集にあたる。</li> <li>○通信内容・決定事項・行動等を記録する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校災害対応マニュアル</li> <li>○学校施設配置図</li> <li>○ラジオ・ハンドマイク・懐中電灯・携帯無線機</li> <li>○緊急活動記録日誌 等</li> </ul>
避難誘導班	<p>(生徒在校時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害の種類・程度に応じて的確な指示をし、生徒を安心させる。</li> <li>○負傷者の程度を確認し、救護班に連絡する。</li> <li>○指定された避難経路や安全な経路により児童生徒等を避難させる。</li> <li>○集合場所でクラス単位に生徒を整列させ、点呼を行う。</li> <li>○点呼の結果を本部に報告する。</li> <li>○負傷者・行方不明者を本部に報告する。</li> <li>○緊急事態がおさまるまで生徒を監督し、情報を伝え、元気づける。</li> </ul> <p>(生徒不在時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒・家庭の安否確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出席簿(名票) 等</li> <li>○緊急連絡用(引渡し)カード 等</li> </ul>
救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急手当をする。</li> <li>○負傷者の応急手当の状況を記録する。</li> <li>○被災者の場所を本部に報告し、必要に応じ応援を要請する。</li> <li>○被災者の場所を記録する。</li> <li>○生徒の身体等を確認する。</li> <li>○関係医療機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急手当の備品</li> <li>○健康カード</li> <li>○担架・毛布・水</li> <li>○バール・のこぎり</li> <li>○AED 等</li> </ul>
消火・施設等点検班	<p>(火災)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○火災発生場所を確認し、状況報告をする。</li> <li>○小規模な火災の消火を行う。</li> <li>○非常持出品を搬出する。</li> <li>○点検結果を記録する。</li> <li>○常に複数で行動する。</li> </ul> <p>(地震)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○構造的な被害程度の調査・確認(目視)</li> <li>○ライフラインの被害確認</li> <li>○近隣の危険箇所の巡回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消火器</li> <li>○ヘルメット・のこぎり・革手袋・斧・工具セット・ラジオ・バール・毛布・雨合羽・長靴</li> <li>○学校施設配置図</li> <li>○防災施設配置図</li> <li>○危険標識・立入禁止標識</li> </ul>
搬出班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重要書類等の搬出・保管</li> <li>○備蓄品の保管・搬出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保管金庫 等</li> <li>○備蓄倉庫</li> </ul>
避難所開設・運営支援班	<p>(太田市の担当者との連携・協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者の受入れをする。</li> <li>※避難者開放施設の安全点検・解錠する。</li> <li>※危険箇所・開放禁止箇所を立入禁止にする。</li> <li>○避難所設営の支援を行う。</li> <li>○避難者へ当面の諸注意を連絡する。</li> <li>※避難者名簿・食事・物資の供給等</li> <li>○ボランティア希望者を募集する。</li> <li>○避難者の対応を記録し、本部に報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マスターキー</li> <li>○ラジオ・バリケード・ロープ・テープ</li> <li>○危険標識・立入禁止標識</li> <li>○学校施設配置図</li> <li>○避難者名簿 等</li> </ul>

(参考)

※学校防災マニュアル(地震・津波被害)作成手引き(文部科学省 平成24年3月)

※学校災害対応マニュアル(改訂版)(群馬県教育委員会事務局 平成24年5月)

### 3. 生徒・保護者への連絡方法

- ①群馬スクールネットメール連絡網を活用する。
  - ②災害用伝言ダイヤル 171 を活用する。

震度6弱以上の地震発生時に、NTTが「171」を設置した旨をテレビ・ラジオが報じる。

### ○学校への伝言・録音方法

171 → (ガイダンス) → 1 → (ガイダンス) → 0276-57-1056 → 30秒以内で録音

#### ○学校からの伝言再生方法

171 → (ガイダンス) → 2 → (ガイダンス) → 0276-57-1056 →新しいメッセージから再生

#### 4. 緊急連絡用カード（引渡しカード）

教頭席の後ろの棚に保管し、避難の際持ち出す。(教頭)

生徒を保護者に引き渡す際、使用する。

生徒氏名	1年組番	2年組番	3年組番				
	氏名						
現住所	〒						
緊急連絡先	緊急連絡先は優先順位を（ ）内にお書きください。職場は名前もお書きください。						
	自宅	( )		左記以外の連絡先(名称・電話) ( )			
	携帯	( )					
	職場	( )					
緊急時の引受人（学校に迎えに来る人・保護者以外の人も含む）							
NO.	引受人氏名	電話番号	続柄	NO.	引受人氏名	電話番号	続柄
1				2			
3				4			
引渡日時	年 月 日 ( ) 時 分						
引渡場所	校庭 ・ 体育館 ・ 教室 ・ その他 ( )						
引受人氏名	NO. ( ) または ( ) 続柄 : ( )						
引渡し後の連絡先（上記以外の場合に記入）							
氏名	電話番号						

## 5. 災害救援物資の備蓄状況

品名	規格	数量	備考
保存水	500ml ポットボトル	480 本	
えいようかん	60g × 5 本入り	480 箱	
防災寝袋	アルミ素材 100 × 200cm	480 枚	

体育館 1 階「器具庫 1 B」に学年別に備蓄している。

# 自然災害対応マニュアル(登校時)

群馬県立新田暁高等学校

台風・大雪等 悪天候の場合、その条件等により学校からの連絡が遅延する場合があります。

その場合、以下の内容を原則とします。

## ◆台 風 ・ 大 雪

「太田市」または「自宅のある市町村」において「暴風(雨・雪)警報」もしくは「大雨特別警報」「大雪特別警報」が発令された場合

- 午前 6 時の時点で発令中 → 自宅待機
- 午前 10:00 までに解除 → 解除された時点で登校(安全に注意する)
- 午前 10:00 の時点で発令中 → 対応を群馬スクールネットメール連絡網で一斉送信する

ただし、普段、登下校に利用している電車・バス等が不通の場合、または保護者が安全に登校できないと判断する場合は、自宅待機を認める。

(必ず、学校へ連絡をすること)

## ◆地 震

登校前に「太田市」または「自宅のある市町村」において「震度 5 弱以上」の地震が発生した場合は、自宅待機とする。

校舎の安全確認および公共交通機関等の状況を確認したのち、対応を群馬スクールネットメール連絡網で一斉送信する。

# 落雷・竜巻対応マニュアル

群馬県立新田暁高等学校

<同時に気象情報を確認すること>

- ※1. テレビやラジオ、インターネット等で雷注意報や竜巻注意情報等の気象情報を入手する。
- ※2. 積乱雲は急に発達することがあるため、随時空の様子に注意し、最新の状況把握に努める。
- ※3. 「大気の状態が不安定」「急な雨に注意」「雷を伴う」「竜巻などの激しい突風」といったキーワードに注目する。

## 落雷・竜巻発生時の共通初動マニュアル

### 落雷・竜巻注意報の発表

### 落雷・竜巻等突風の予兆

#### <落雷>

- (1) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。  
大粒の雨や雹(ひょう)が降り出す。  
→すぐに水辺から離れる。
- (2) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。  
→速やかに活動を中止し、屋内に避難させる。

#### <竜巻>

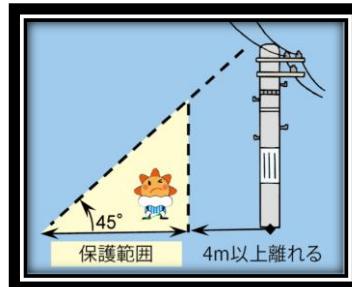
- (3) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。  
→転倒や移動のおそれのあるものを固定する。  
→より頑丈な建物、また建物の最下階への移動を検討する。  
→屋外の場合、屋内に避難させるか検討する。



### 落雷・竜巻の発生

#### <落雷>

- (1) 屋内で待機。
  - ※木の下・木の側には避難しない。
  - ※自転車に乗っている場合は、すぐに降りて安全な場所へ。
- (2) 全ての電気機器から、1m以上離れる。



#### <竜巻>◆竜巻を見続けずに、素早く避難すること。

- (3) 屋内へ避難する。←頑丈な建物
  - ※物置や車庫、プレハブの中は危険なので避難しない。
  - ※橋や陸橋、高速道路の高架下には避難しない。
- (4) 窓、雨戸、カーテンを閉めて、窓から離れる。
  - ※窓ガラスの破片などから身を守る。
- (5) 丈夫な机・テーブルの下に入り、体(頭と首)を守る。



### 落雷・竜巻の発生後

#### <落雷>

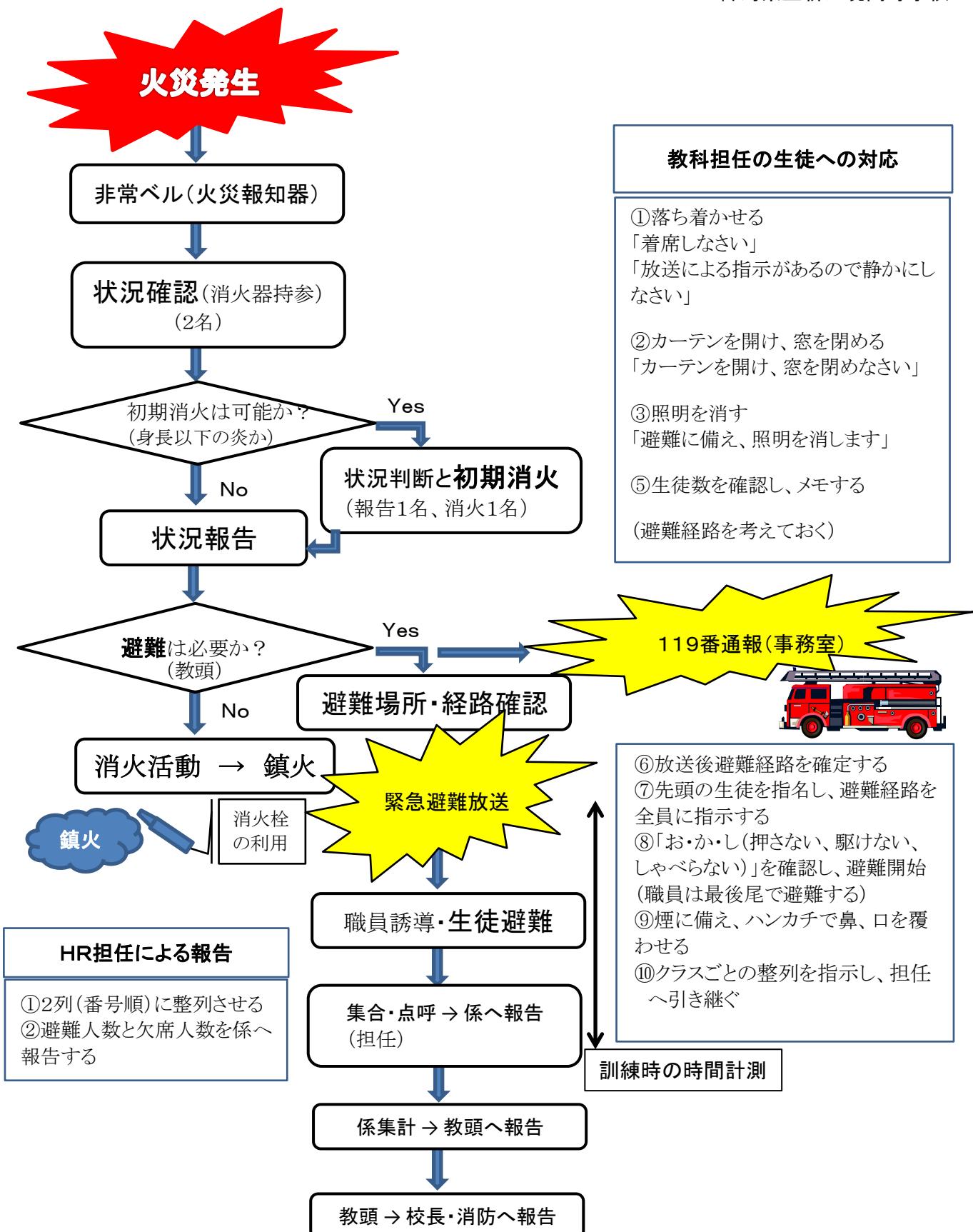
- (1) 雷の活動が止む。
  - ※雷鳴が止んでから20分程度は落雷の危険あり。安全な場所で待機。
  - ※気象情報等で安全を確認の上、活動を再開するかどうか判断。

#### <竜巻>

- (2) 天候が回復するまで待機。

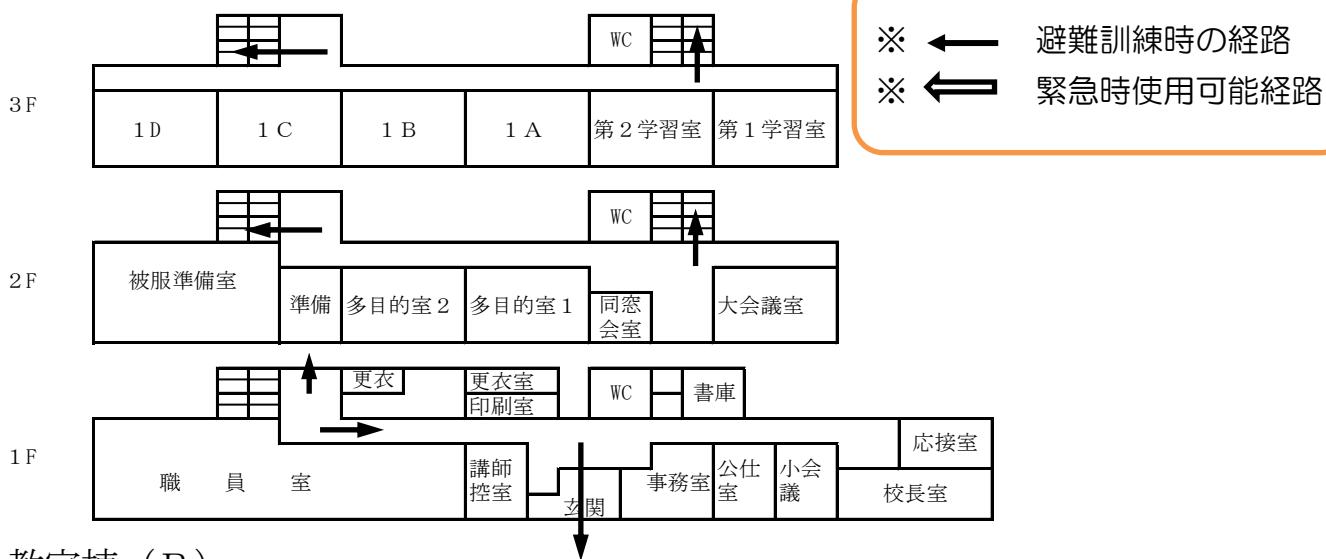
## 火災時の避難手順について

群馬県立新田暁高等学校

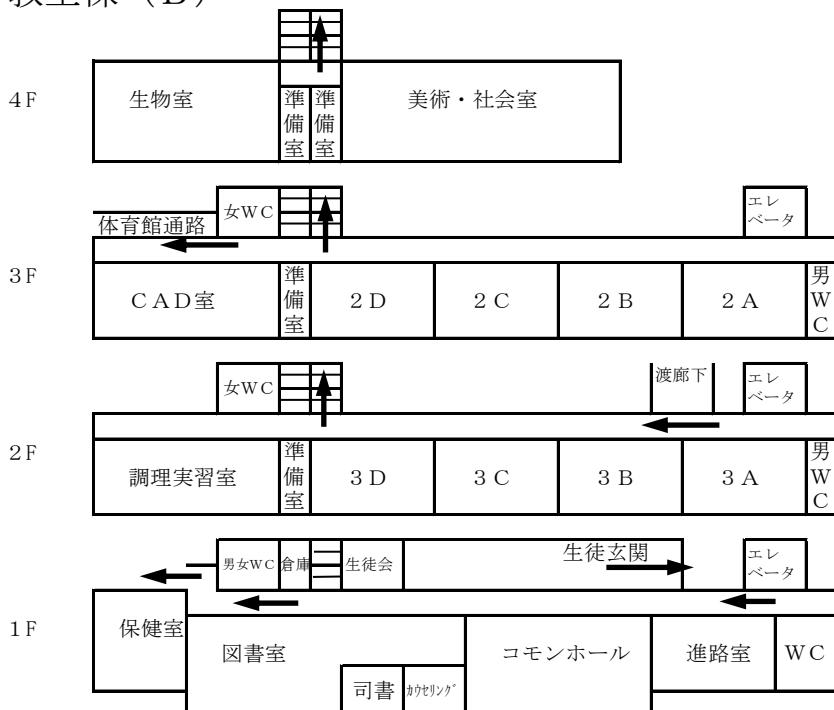


## 避 難 経 路 図

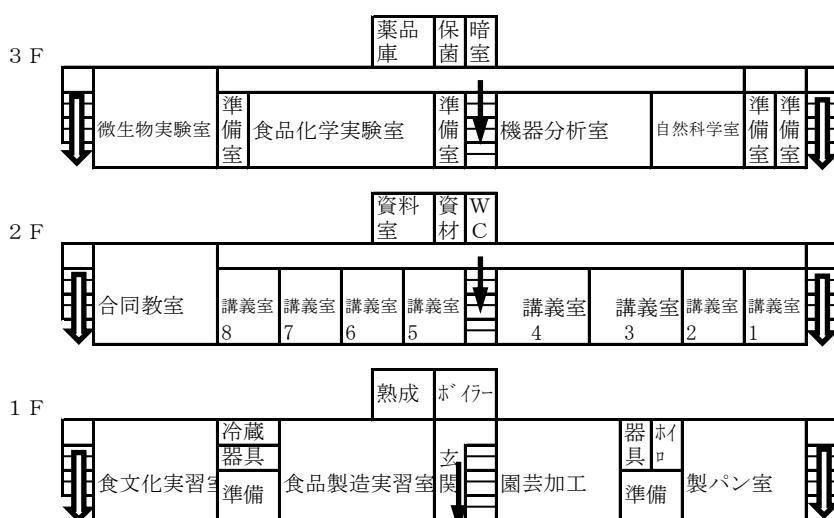
管理・教室棟 (A)



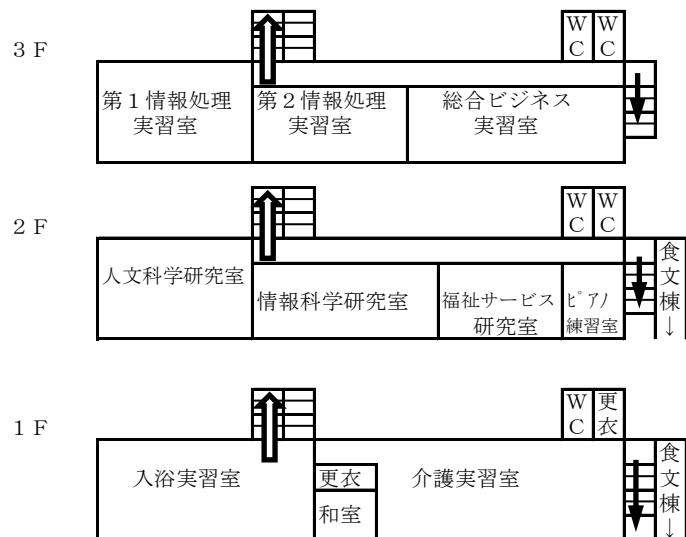
教室棟 (B)



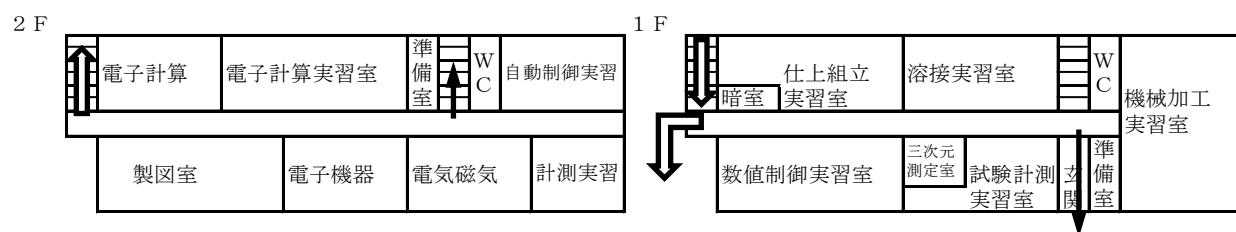
食文棟 (C)



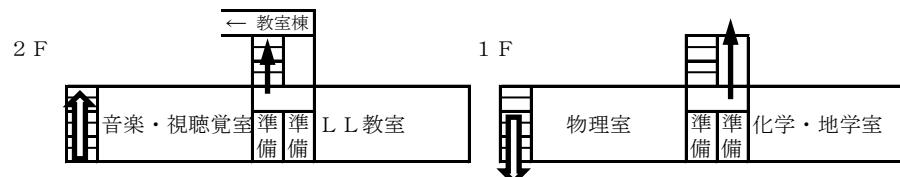
## 福祉・情報棟 (D)



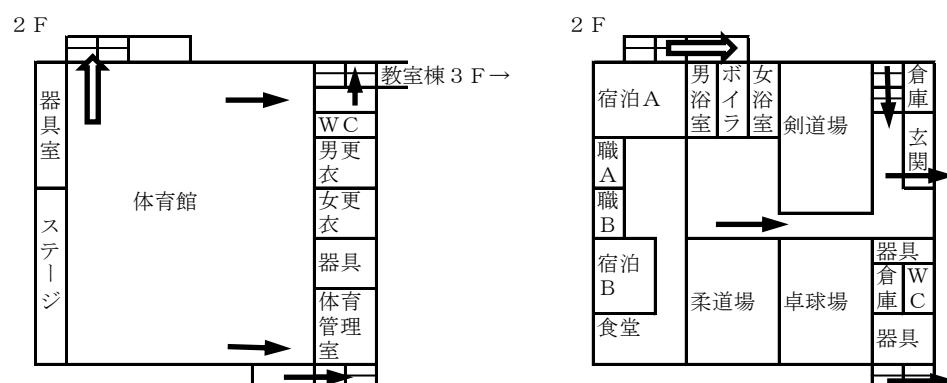
## 工業棟 (E)



## 特別教室棟 (F)



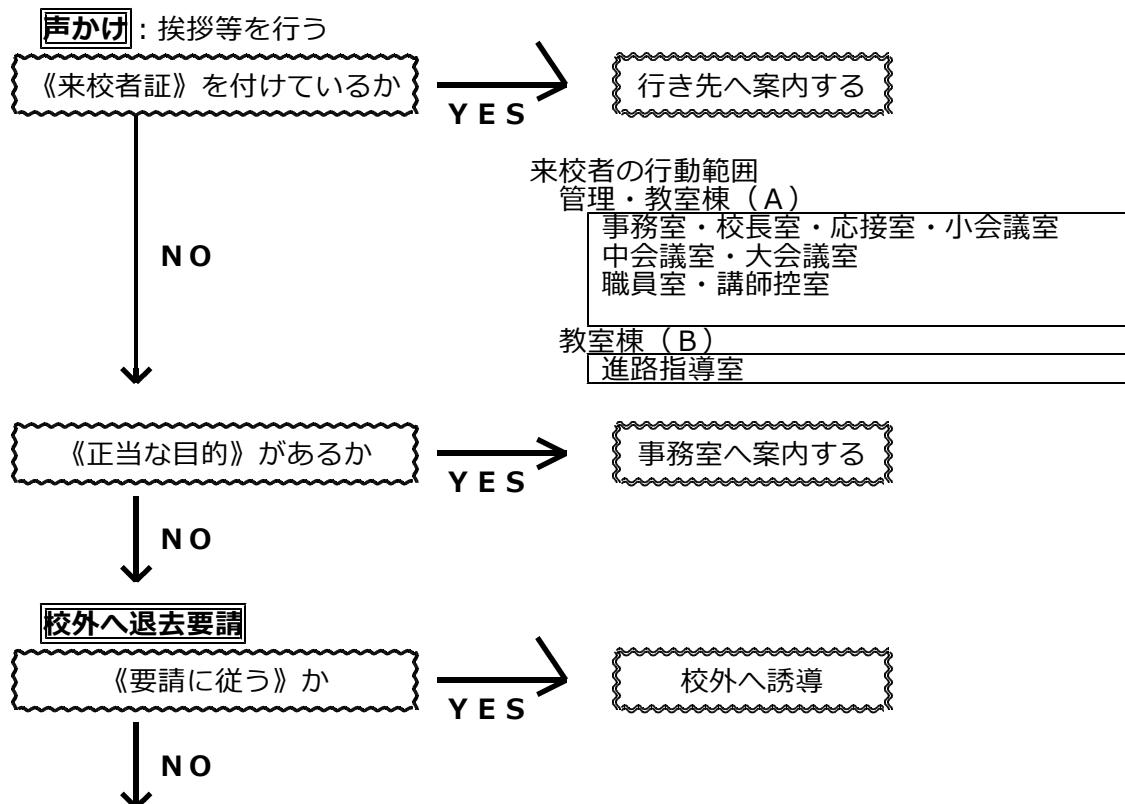
## 体育館 (G)



# 不審者対応マニュアル

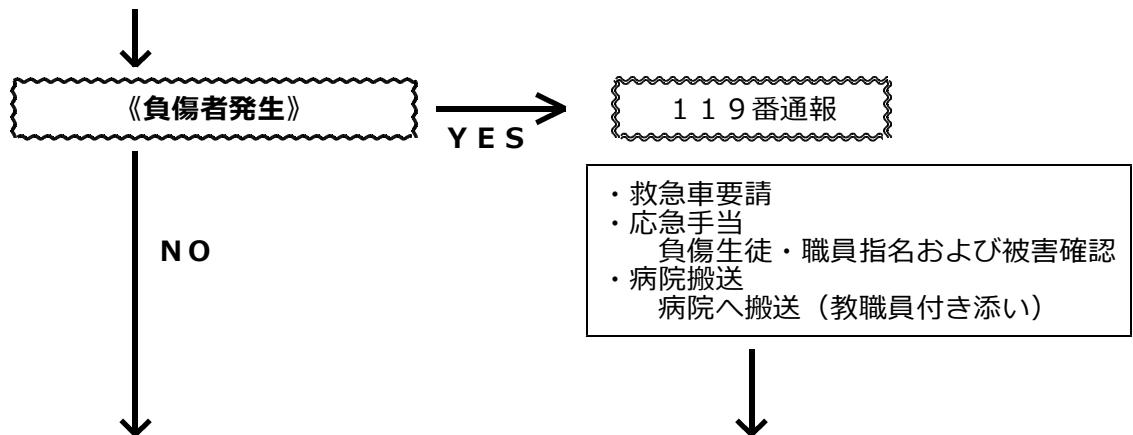
群馬県立新田暁高等学校

## ○来校者の把握



## ○不審者侵入 ※さすまた…事務室入口右1本、職員室校長席後ろ2本あり

現 場	職員室または事務室
◎近くの教職員へ応援要請 ・複数の教員で対応 さすまた・モップ等用意 ・凶器所持等の有無確認 ・暴力行為の制御と退去の説得 ・不審者隔離 不審者を生徒・職員から隔離	
◎管理職等へ緊急連絡  内線 職員室へ連絡  校長室 教頭 事務室	◎緊急対策本部設置 ・緊急校内放送 ・生徒への指示・避難誘導 → 授業担当者 ・避難場所 → 状況により変わる ・負傷者の有無の確認 ・警察への通報 ・教育委員会への一報
◎状況に応じて… ◆警察（110番）に連絡 ◆救急車（119番）に連絡	



# 全国瞬時警報システム（Jアラート）情報伝達時行動マニュアル

群馬県立新田暁高等学校

弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾します。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを活用して、防災行政無線で情報が伝達されるほか、携帯電話等にもエリアメール・緊急通報メールが配信されます。

## Jアラート情報伝達時の基本的な避難行動

### 【屋内にいる場合】

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。
- 床に伏せて頭部を守る。

### 【屋外にいる場合】

- 近くのできるだけ頑丈な建物や地下街などに避難し、床に伏せて頭部を守る。
- 近くに避難できる建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。

## ◆ 授業中にJアラートが伝達された場合の対応

- (1) 教頭が放送にて、生徒および職員に正確な情報を伝え、落ち着いた行動を取るように指示する。
- (2) 授業担当者は、生徒に速やかな避難行動をとらせる。

### <校舎内にいる場合>

- ・できるだけ生徒を窓から離れさせる。
- ・机の下に入って（または床に伏せて）頭部を守るように指示する。

### <校舎外にいる場合>

- ・近くの校舎に避難させ、床に伏せて頭部を守るように指示する。
- ・近くに避難できる建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るように指示する。

\* 放送設備等が使用できない状況になった場合は、適宜職員が指示にまわる。

## ◆ 屋内避難の解除後

- (1) 生徒の安全な帰宅が心配される場合は、生徒を校内の安全な場所に待機させる。
- (2) 不審なものを発見した場合は、決して近寄らず、直ちに警察、消防に連絡する。

# アレルギーを持つ生徒への対応

保護者から学校での対応を求められた場合

## アレルギー疾患用「学校生活管理指導表」の提出の有無

- (1) 中高情報交換会で食物アレルギーに関する情報有り  
中学時代の対応や症状等を確認  
↓ 対応が必要な場合
- (2) 入学後に担任は保護者に確認  
「学校生活管理指導表」の提出を促す→提出無し：担任把握のもと観察  
↓ 提出有り
- (3) 保護者・生徒・担任・養護教諭の4者面談  
症状や学校での対応について保護者に考え方を確認



## 「学校生活管理指導表」の提出有り

(→保護者の判断で消防へ書類を提出)

- (1) 関係者による会議 : エピペンの保管場所等検討 → 保護者へ報告  
保健主事・当該学年主任・担任・養護教諭(学校医)  
↓ 校長・教頭へ報告 <校内アレルギー対策委員会にて検討・協議>  
↓ (会員: 校長・教頭・養護教諭・保健主事・生徒指導主事・家庭科主任・食文化主任・学校医)
- (2) 職員会議  
該当生徒名・状況説明・今後の対応説明  
↓
- (3) 教科担当者会議: 定期的に行う。



## 該当生徒に対する緊急時対応(本人がエピペンを打てない場合)

- (1) アレルギー食物を食べてしまった場合

食物アナフィラキシーの緊急時対応マニュアルに基づき対応

※アナフィラキシーショックの場合、教員がエピペンを注射する

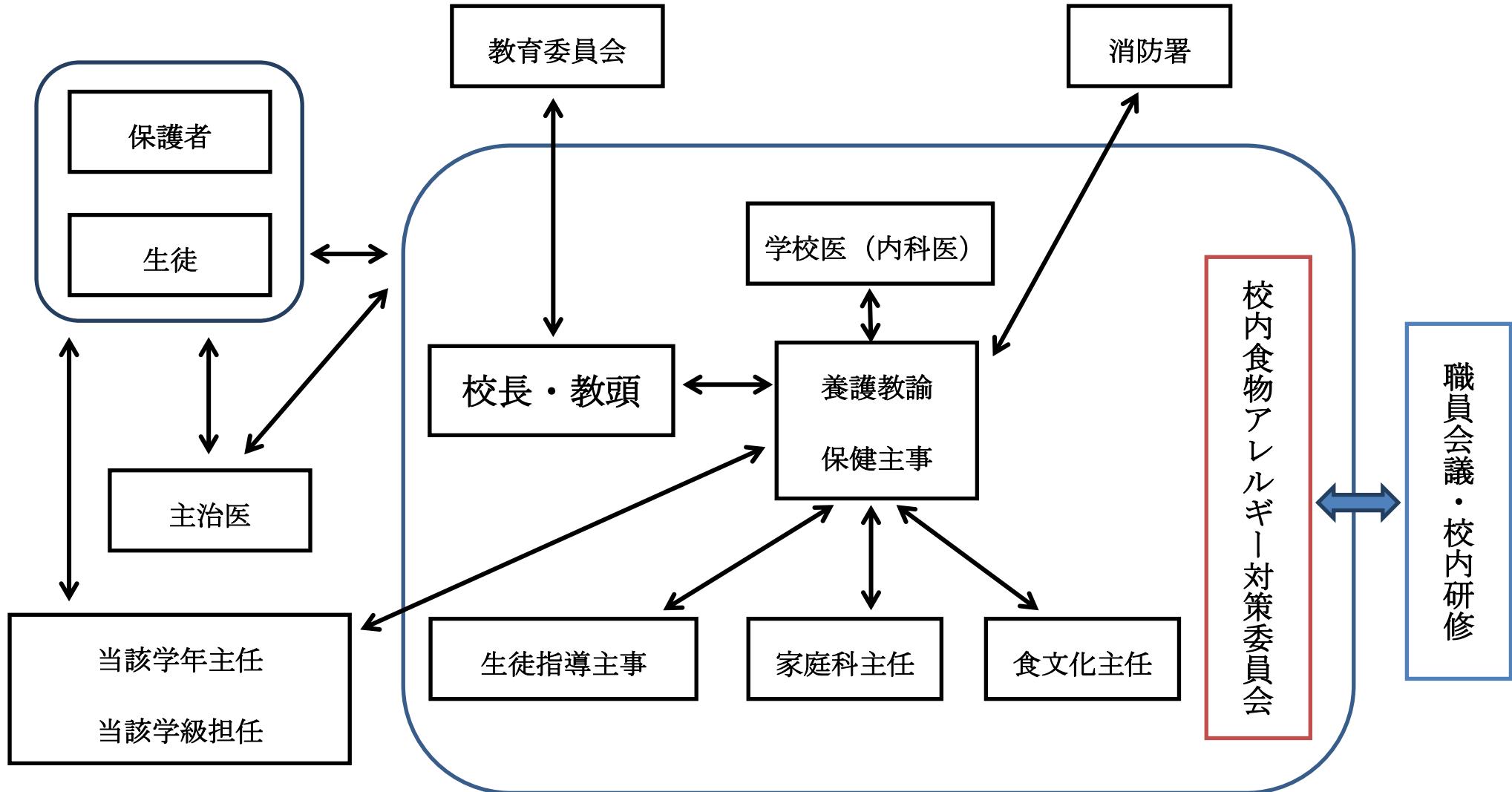
- (2) アレルギー食物を食べてしまったかわからない場合

状況を把握し、症状に応じて対応

※じんま疹・嘔吐・下痢・ぐったりしている・意識低下→エピペン

救急車要請  
保護者へ連絡  
主治医へ連絡

※該当生徒の詳細は、職員室の養護教諭机【一番下引き出し】にファイルを置きますので、必要に応じて確認をお願いします。



# 感染症対応マニュアル

群馬県立新田暁高等学校

